

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

令和 3年11月22日（月曜日） 第663号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示 △一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に関する公示について ……P1

○ 公 示

■公示第51号(自動車交通部)

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときには、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和3年11月22日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
3旅22号	北陸鉄道株式会社 (1220001006411)	別紙	令和4年4月1日	乗合バス旅客数の減少が続く中で、必要最低限のコストで最大限効率の良い運行をする努力をしているが、乗降調査結果等を鑑みて当該路線を廃止することで、他の新規路線を計画するべく届出に及んだもの。
3旅23号	北鉄金沢バス株式会社 (2220001007986)	別紙	令和4年4月1日	利用旅客の少ない路線の一部区間を廃止するもので、自助努力による運行を続けてきたものの、今後も利用旅客の増加が見込めないことから届出に及んだもの。

・意見の聴取の実施予定日及び場所

令和3年12月3日 北陸信越運輸局 聴聞控室 予定

別 紙

3旅22号

- | | |
|---|--------|
| (1) 石川県金沢市額新町2丁目1番地先から
石川県金沢市大額1丁目299-3番地先まで | 0.6 km |
| (2) 石川県野々市市栗田2丁目80番地先から
石川県野々市市新庄3丁目6番地先まで | 1.3 km |

3旅23号

- | | |
|--|--------|
| (3) 石川県金沢市上辰巳町六155番地先から
石川県金沢市駒帰町ヲ1番地3先まで | 3.4 km |
| (4) 石川県金沢市西都1丁目40番地先から
石川県金沢市南新保町ニ39番地先まで | 0.9 km |
| (5) 石川県金沢市浅野本町ホ225番地1先から
石川県金沢市沖町ハ15番地先まで | 0.4 km |

以 上